

## 地方公共団体における環境配慮契約に関する ヒアリング調査結果について

### 1. ヒアリング調査の目的

環境配慮契約法の施行後、地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成20年度より毎年度、すべての地方公共団体を対象としたアンケート調査を実施してきたところである。アンケート調査結果からは、団体の規模や契約類型ごとの阻害要因等が見出されてきたが、法制度そのものの認知や理解が不十分である現状では、環境配慮契約に取り組んだ団体における効果やメリットについては、十分な回答が得られていない状況にある。こうした状況を踏まえ、専門委員会において、実際に取り組んでいる団体や取組が進展した団体に対してヒアリング調査を行い、取組効果や阻害要因を克服するインセンティブ等を聴取してはどうかとの指摘を受けた。そこで、

- 環境配慮契約に取り組む上で、どのような阻害要因があり、どのように克服してきたか
  - 取組の結果、どのような効果やメリットを実感することができたか
- 等を把握することを目的として、ヒアリング調査を実施した。

### 2. ヒアリングスケジュール及び対象

ヒアリングについては、第2回専門委員会及び第2回基本方針検討会後の11月に実施した。

アンケート調査結果から、環境配慮契約の種類等を定めた「契約方針」を策定している団体、何らかの進展や効果を実感したと回答した団体等を調査対象候補とした。ヒアリングに先立ち、これらの調査対象候補に対し、架電による調査協力の可否、契約方針の概要等の確認を行い、対象団体として10団体を選定した。

ヒアリングを実施した10団体は、6団体は訪問による調査、4団体は架電による調査となった。対象団体の内訳は、都道府県政令市2団体（以下「A」という。）、20万人以上都市3団体（以下「B」という。）、5万人以上～20万人未満都市5団体（以下「C」という。）であった。

### 3. ヒアリング項目

ヒアリングでは、以下のような項目について聴取した。

- 環境配慮契約の取組状況
- 環境配慮契約への取組のきっかけ
- 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因、克服策
- 環境配慮契約への取組の手順、関係各署との役割分担等の工夫
- 環境配慮契約に取り組む上での効果、インセンティブ
- 環境配慮契約に取り組む上で必要な支援策

## 4. ヒアリングの概要

ヒアリングでの聴取内容は、以下のとおり。

### 4-1. 環境配慮契約への取組状況

- 策定された契約方針の多くは「電気の供給を受ける契約」であった
- 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」、「建築物に係る契約」も一部で策定されていた
  - 「省エネルギー改修（ESCO）事業に係る契約」、「産業廃棄物の処理に係る契約」等についても、取組状況等の確認を行った
  - 「ESCO 事業」は、環境配慮契約として方針設定は行われていないものの、補助金の活用による取組を検討している例がみられた
    - ☆ アンケート調査では、「契約方針策定済み」は11.6%。策定分野は、「電気の供給を受ける契約」及び「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」がいずれも3割強

### 4-2. 環境配慮契約への取組のきっかけ

- 「電気の供給を受ける契約」は、東日本大震災後の東京電力による電気料金値上げが公表されたことが多くあげられた
  - 首長からのトップダウンによるコストダウン策の検討指示があり、検討会を設置し、導入可能性のある部署が一堂に会して検討を行ったことで、関連部署間の調整、連携がスムーズに進んだとの事例もあった（B）
  - 地球温暖化対策推進基本計画や環境マネジメントシステムに基づく取組の一環として、検討が進められた例もみられた（B、C）
- 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」は、環境配慮契約法の施行が主なきっかけとなっている
  - 独自の環境配慮契約方針を定めた事例のほか、グリーン購入法に基づく調達方針やガイドラインのなかに明記した例があった（A、C）
- 毎年度開催の全国説明会に環境担当部署と契約担当部署が参加したことで、国に準じた取組を行うこととなった、との意見もあった（C）

- 制度導入当初、地球温暖化対策に向けた社会的風潮の高まりが後押しとなった、近隣の同規模団体の取組は動機づけ、参考になった、との声も聞かれた (A)
  - ◇ アンケート調査では、環境配慮契約の進展のために必要な国の取組として、「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」41.3%、「環境配慮契約の普及推進に関する説明会の開催」32.1%

#### 4-3. 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因、克服策

- 「電気の供給を受ける契約」
  - アンケートにおいて阻害要因として多くあげられていた「電力の安定供給への懸念」に関しては、「実際に取り組んだところ特に問題はない」との声が大半を占めた (B、C)
  - また、アンケートにおいて「二酸化炭素排出係数の最新の値が入手できない」等の課題があげられていたが、「入札時期を変更する」、「最新値の公開前の場合、前年度、前々年度等の値と読み替える」等による対応がみられた (B)
  - さらに、アンケートにおいて阻害要因としてあげられた「入札公告を行っても、新電力の入札参加がない」が、実際に裾切り方式の入札を採用した団体においても主たる不安要素としてあげられた
    - ◇ そのため、入札手続きに当たっては、応札者の確認、確保を行うため、入札参加資格の登録台帳を活用した新電力への入札予定情報の通知、評価基準に基づく得点の確認等がみられた (A、B、C)
    - ◇ 一般的な入札公告と変わらないことから、「新電力の参入も増えており、参入地域であれば、やれない理由はない」との声も聞かれた (B)
    - ◇ アンケート調査では、「電力の安定供給に懸念がある」が最多の34.4%、「入札公告を行っても、新電力の入札参加がない」9.6%
  - 環境マネジメントシステムに基づき、裾切り方式の導入を検討したが、落札価格の上昇等の懸念から、全庁的な導入には至らず、試験的導入として、環境担当部署が主管する施設において裾切り方式による電気の入札の準備が進められている例もあった
- 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」
  - 総合評価落札方式を導入するための要綱等の整備、学識者からの意見聴取の会議体の設定等が大きな課題としてあげられた(地方自治法施行令により、制度導入時に学識経験者ヒアリング実施が必要)
    - ◇ そのため、大規模団体であっても総合評価落札方式を導入せずにインシヤルコストとランニングコストを考慮したライフサイクル・コスト

の観点で評価し、調達対象車種の選定を行っている例がみられた (A)

- 「ESCO 事業に係る契約」
  - 過去に「無料省エネ診断サービス」(省エネルギーセンター)による検討を行ったが、財政面から見送った経緯のある団体において、東日本大震災後の状況の変化を受け、あらためて導入可能性の高い施設の選定を行う等、再検討を行っている例があった (B)
  - 導入後のデメリット (例えば ESCO 事業者の計画に指示や要望が出せないのではないか、効果が出るころに建て替え時期がきてしまうのではないかな等) についての情報を提供して欲しいとの声があった
    - ◇ 実際、導入後に施設利用者の冷暖房に関する要望に応えることで、当初想定した効果が得られなかった、との声も聞かれた
  - ESCO 事業は専門性が高く、電気設備関連部署等との連携も必要となるため、ハードルが高いとの声も聞かれた
- 「建築物に係る契約」
  - 建築物の設計に関しては、プロポーザル方式を導入するために要綱等が整備されている例が多く、技術提案に環境配慮項目を設定することは比較的容易である、関連部署も少なく調整が行いやすい、等の声が聞かれた (A、B、C)
- 情報収集が多くの団体において課題となっている
  - 特に、ひな形や手続き関連について、インターネット検索による情報収集が多く行われている

#### 4-4. 環境配慮契約への取組の手順、関係各署との役割分担等の工夫

- 「電気の供給を受ける契約」について
  - 学校施設 (小中学校及び学校を含む複合施設) は、土日や夏季休暇時の電力使用量が少なく、ピークボトムが予測しやすいこと等から、新電力の参入意向が高く、ヒアリングにおいても多くの事例がみられた (A、B、C)
  - 地域や施設の類似性等をもとにしたグルーピングを行い、新電力が応札しやすい規模、施設特性とするといった工夫がみられた (A)
  - また、特別な割引料金の適用を受けている施設、電気料金の値上げ期限が来ていない施設等については、入札対象から除外した上で入札に付される事例が多い (B)
- 関係各署との役割分担を決める方法としては、会議体を設定する地方公共団体もあった。会議体については、環境マネジメントシステムに基づくもの、地球温暖化対策に関する計画に基づくもの、あるいは都度対応などがみられた

- 規模の大きな団体では、既存の仕組みを活用し、予算要求時、実績とりまとめ時等、月に1回程度の頻度で接点を持つことで、連携を維持・強化する工夫を行っている（A）
- 規模の小さな団体では、環境担当部署と管財、総務等の担当部署の担当者間の距離が近く、個別相談が行いやすい、との声も聞かれた（C）

#### 4-5. 環境配慮契約に取り組む上での効果、インセンティブ

- 「電気の供給を受ける契約」については、コストダウンが大きな効果としてあげられている（A、B、C）
  - ◇ アンケート調査では、「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」、「環境配慮型製品・サービスの普及効果」等が高い
- 表彰制度については、地域内の事業者を対象とする制度は歓迎するが自治体を対象の制度は特に関心がないとの回答があった
  - 一方、主管部署が環境関連部署の場合、提案をボトムアップする際の後押し、市民へのアピール、他の関係部署との交渉材料になる、等のポジティブな回答が得られた
    - ◇ アンケート調査では、環境配慮契約の進展のために必要な国の取組として、「表彰制度導入等の先進的取組を公表する場づくり」は1.8%にとどまっている

#### 4-6. 環境配慮契約に取り組む上で必要な支援策

- 「電気の供給を受ける契約」については、コストダウンの効果とともに、環境負荷低減効果についても、事例や算定方法等の情報ニーズが高い
  - 団体規模に応じた集計ツールや要綱等の事例集など、ひな形や手順に関する情報ニーズが多く聞かれた（ウェブサイト、マニュアル等の活用）
  - 少人数での研修、グループワーク等に関する要望も聞かれた（全国説明会等の活用）
    - ◇ アンケート調査では、環境配慮契約の進展のために必要な国の取組として、「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」41.3%、「環境配慮契約の環境負荷低減効果、メリットに関する情報提供」39.8%、「国の環境配慮契約法に基づく基本方針に関する情報提供」35.2%、「環境配慮契約の普及推進に関する説明会の開催」32.1%